

会議名称		平成17年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成17年5月27日(金) 15時～16時45分	
場所		杉並区役所 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長、市村委員、遠藤委員、大沼委員、佐々木(庸)委員、澤海委員、夏目委員、花柳委員、河津委員、佐々木(浩)委員、鈴木委員、藤本委員、藤原委員、小幡委員、茶谷委員 [15名]	
	実施機関	大藤区民生活部管理課長、濱西福祉事務所長、吉田建築課長、森交通対策課長、中村区民課長	
	事務局	高区長室長、南方行政管理担当部長 [情報システム課] 和久井課長、鳥居運用担当係長、伊部開発担当係長、村野主査、中村主査、小仲主査 [法規担当課・総務課] 宇賀神法規担当課長、大井情報公開係長	
傍聴者		1名	
配付資料	事前	・平成16年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成17年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項	
	当日	・会議次第 ・保育園における個人情報の紛失について ・杉並区電子計算組織のあらまし	
次第	1 平成16年度第5回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
		統計調査事務支援システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問1
		生活保護に関する業務の外部委託について	諮問2
		木造住宅耐震診断士派遣に関する業務の登録について(新規)	報告1
		木造住宅耐震診断士派遣に関する業務の外部委託について	諮問3
		木造住宅耐震診断情報管理システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問4
		交通安全用品配布に関する業務の登録について(新規)	報告2
審議	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の規定を見直すことについて		諮問5
	木造住宅耐震診断士派遣に関する業務の登録について(新規)		報告了承
	交通安全用品配布に関する業務の登録について(新規)		
	統計調査事務支援システムに記録する個人情報項目について(修正)		

結 果	生活保護に関する業務の外部委託について	答申
	木造住宅耐震診断士派遣に関する業務の外部委託について	
	木造住宅耐震診断情報管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の規定を見直すことについて	

会 長	ただいまから、平成 17 年度の第 1 回審議会を開催いたします。初めに都合により欠席される委員につきまして事務局からお願いいたします。
区長室長	本日は、青山委員、門脇委員、高橋委員、長津委員、柳澤委員の 5 名の委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。
会 長	それでは議題に入ります。式次第としてすでにお配りしてありますように、前回第 5 回の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件に入ります。なお、区から報告書の案件とは別に皆様へ報告事項があるということですので、会議録の確定後に、その報告を受けます。
法規担当課長	会議録について 3 カ所修正がございます。まず 3 頁のいちばん下の行の「無線通報」を「無線通信」に、2 つ目は、18 頁の上から 3 つ目の欄の委員の発言で「図書館長はよく言う安全配慮組のような」を「図書館長は管理責任者なのですから」と修正をお願いいたします。 3 つ目は、19 頁の下から 5 つ目の欄の 4 行目、「審議会に」を「審議会が」に修正していただきたいと思っております。以上 3 点です。
会 長	ほかに修正等はございますでしょうか。
委 員	会議録 18 頁の 2 つ目の枠、図書館次長のご説明の所の 2 行目ですが「図書館協議会にお話をしてご了承を得ています」というお答えをいただいたのですが、女性団体では、図書館協議会のメンバーが何人かおりましたところ、図書館協議会では、こういうお話も受けていないし、了承もしていないと。例えば、方南図書館の協議会は、1 月 28 日に、選定結果についての報告と郵送があって次回の協議会に説明しますと言ったきり、その後、この審議会までの間に協議会は開かれていない。それから、成田図書館についても、2 月 15 日に同じような処理が何の説明もない。ということは、この説明してくださった内容と図書館協議会の他のメンバーの記憶と、つじつまが合わないのですが、それはどうなのでしょうかとこのところが 1 つ。 同じくあと 2 点ほど。この図書館協議会のところで、もっと情報を出していただかないとこういうことになるのかと思います。方南図書館はヴィアックスという会社に民間委託をされたそうですけれども、この会社は 1973 年からダイレクトメールの代行業者をやっております。アウトソーシングというのは 2002 年の 9 月から立ち上げた。こういう会社に個人情報保護を求めるとは、区はどう考えていらっしゃるのか。第三者への個人情報の提供ではないと判断したということだと思っておりますが、これはどう判断なのかお聞きしたいのです。
委 員	ただいまの発言ですが、この内容についての字句の訂正を指摘されているのか、意見を求めているのか、議長においてご判断をお願いします。
会 長	まだ発言があるのでしたら、全部おっしゃってください。
委 員	成田図書館は 4 月から民間委託が進行していると思います。ここは丸善という会社が委託を受けたそうですが例えば派遣労働者を使った場合は、再委託の禁止には触れないという区の判断だと思うのです。やはり区側の見解をお聞きしたいのですが。
会 長	以上 3 点なのですが、議事録の内容が事実と反するということが 1 つ目ですよね。
委 員	はい。

会 長	2と3については、委託業者の問題性の指摘だったと思うのですけれども。
委 員	はい。
会 長	2と3は、本審議会とは全く関係ないことではないかと私は考えます。それで1つ目の質問は、事実、お話をして了承を得ていますというところに疑問があるということですよ。
委 員	はい。
会 長	それは、事実が反しているのだとすると、図書館次長は食言ということになるかと思います。それはここで確定できないのですが、疑問があるような発言をされているとすると本審議会が軽視されている、ということにもなりかねません。これについて、室長いかがでしょうか。
区長室長	ただいまの件は、私ども図書館次長の発言内容に係る会議録のことでございます。図書館協議会での審議、会議録などについて調査をし、あらためてご報告したいと思います。
会 長	それでは次回に調査の結果を報告していただきたいと思います。
委 員	協議会が開かれたということであれば議事録とかレジュメとかあるでしょうから、そのようなものを出していただけると理解しやすいかなと思っております。
会 長	ほかに会議録についていかがでしょうか。ほかにございませんようですので、いまの点については、次回に報告するという条件として付した上で、全体としての会議録は確定ということによろしいでしょうか。
(了承)	
会 長	では、そうさせていただきます。
区長室長	「保育園における個人情報の紛失」(当日配布資料)について説明。
会 長	ただいまの報告を承ったこととして、次に一般案件としての報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。
委 員	いまの保育園のことでちょっとよろしいですか。意見です。
会 長	意見はおありになるかもしれませんが、審議会の議題にはならないので、然るべきところで議論していただきたいと思うのですが。
委 員	1点だけよろしいですか。報告が不十分であるという。よく調べられているのですが、実はうちの孫娘がお世話になっておりまして、やはり、うちの孫娘の個人情報がなくなったのです。写真などもありまして。それで、この児童票がなくなる前にも、1クラス分の卒園文集がなくなっているということを聞きました。ちょっと頑張って、そういうものがなくならないようにするには、具体的に。
委 員	それは審議会の議題とは違いますよ。別にやってください。
会 長	そういうことになると思うのですが。
委 員	議事進行してください。
委 員	前回、福祉事務所の方が生活保護家庭の名簿を紛失したときにも、いかがですかという問いかけがありましたので、当然、今回も何らかの意見なりを言うことができると考えて伺ったのですが。
会 長	先ほども申し上げたように、それは審議会として議論する筋のものではないと思うのです。ですから、一応ご発言いただいたわけですが、その件は、それで終わりにしていただきたいと思います。

	<p>それでは、個人情報等の登録業務に関する一般案件の報告・諮問事項とは別に、本日緊急案件として、すでにお送りしてあります住民基本台帳の閲覧制度の見直しについてご審議をいただく予定ですので、後ほど、よろしく議論のほどをお願いしたいと思います。それでは本日の諮問事項等について、審議に入りたいと思います。</p>
<p>( 区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡し )</p>	
<p><b>諮問第 1 号、諮問第 2 号</b></p>	
会 長	<p>それでは、諮問第 1 号と第 2 号について一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
情報システム課長	<p>諮問第 1 号について説明</p>
法規担当課長	<p>諮問第 2 号について説明</p>
会 長	<p>ただいまの説明について、ご質問ございますでしょうか。</p>
委 員	<p>諮問 1 の 1 頁の内容の の所にある、「推薦団体ごとにまとめる必要がある」という項目について、国勢調査経験回数を今回入れると。要するに調査員の個票に経験回数を入れると。調査員の資質を確認するために回数まで、経験の度数まで必要なのか、単なる数字的なものなのかです。皆さんお年をめした方も多いので、経験を何回やったかについてはうろ覚えになってきているのです。もう何十数年にわたっていますからね。その意味がわからないので、その辺の経緯をおわかりでしたら説明いただきたい。</p>
区民生活部管理課長	<p>今回、諮問した理由ですが、総務省の統計局の調査項目の中に経験回数の記載が必要となったためです。その中で特段、経験回数についての説明はないのですが、こうした項目が載ったために、今度の入力項目として追加していただきたいということです。</p>
委 員	<p>経験回数なんて皆うろ覚えなのですよ。ということは、不確定だということを条件に個票をまとめることになると思うのです。その辺の見解はいかがでしょう。</p>
区民生活部管理課長	<p>そういう実態があれば、自分の申出に基づいて項目として入れざるを得ないと考えています。</p>
委 員	<p>調査員の個票についての管理ですが、これは各区民事務所ごとに集積して、これを最終的に統計課のほうへまとめるということになっていると思うのですが、その辺の管理はどのようにされているのか。あるいは、これからどのようにされるのか。</p>
区民生活部管理課長	<p>推薦をいただいたものを、現在ですと区民事務所の地域活動係で集約をして、統計係へ提出されることになっています。当然そこには個人情報を含んでおりますので、書類等の保管は厳密に、セキュリティに留意して、職員のの手にこちらに持って来るといった形で万全を期したいと思っています。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
委 員	<p>2 頁の所の記録の項目で 14～17 項目を追加するというお話であったのですが、8 番の「所得税額」は多分、報酬に関する源泉の部分だと思うのですが、これはどういうものでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>源泉徴収票の部分ということで必要な情報です。</p>

委 員	<p>3点あります。1つ目は、1ページのいちばん下の行に「委託警備を行う」とありますが、これはどのようになさるのかということをお聞きします。</p> <p>2つ目は、3ページの「就労支援の業務を委託する」という内容ですが、これは支援する人を非常勤で雇用するということなののでしょうか。それとも、支援業務を委託するということなののでしょうか。</p> <p>3つ目は同じ頁の下から5行目に「トライアル雇用事業、訓練就労事業」と2つ並んでおりますけれども、どう違うのか説明をお願いしたいのですが。</p>
西福祉事務所長	<p>まず、就労支援事業を委託するのか、そういった職員を雇用するのかというご質問ですが、就労支援を行う事業を委託するという形になります。</p> <p>2点目のトライアル雇用事業と訓練就労事業というものの違いということですが、トライアル雇用というのは、ハローワークが紹介する対象労働者を短期間、原則として3カ月程度ですが、試行的に企業に雇っていただいて、その間ハローワークは対象者1人につき、月額5万円程度、最低3カ月支給するという事業です。また、訓練就労事業というのは、職業適応訓練というような形になりますが、やはり、そちらの職場に慣れるために職業訓練事業として職場のほうで受け入れてもらう形になります。こちらについては、ハローワークから月額1人、大体2万4千円程度のお金が企業に支給されます。こちらの職業訓練は主に障害のある方が対象です。</p>
区民生活部管理課長	<p>1点目はセキュリティ対策の項だと思うのですが、「統計事務室に保管し勤務時間外は施錠の上委託警備をする」というのは、現在、統計係職員はみなみ阿佐ヶ谷ビルを借りてそこで執務をしておりますが、事務室についてはきちんと施錠した上で、委託による機械警備をするということですか。</p>
会 長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>3頁の諮問2の説明ですが、要するに「職業紹介等の専門性を有する民間事業者に継続的かつ云々」と出ておりますが、民間事業者というのは具体的には人材派遣業のようなものですか。今までは民間事業者に委託しないで区の職員でやっておられたと思うのですがけれども。それと、今回のように委託した場合、実際は支援の中身がどのように違ってくるのですか。</p>
西福祉事務所長	<p>委託先としては、無料職業紹介事業をやっている民間事業所等を検討しております。無料職業紹介事業をやっている所というのは、いまご指摘がございましたように民間にいくつかありますが、その中でも、生活保護を受けている方などへの支援ですので、特にいろいろな考慮等が必要になると思います。例えば普通の求職活動をしている方は求職意識があってそういった所に行くのでしょうかけれども、生活保護を受けている方は働こうという意欲のない方も多いので、そういった意欲を啓発するという意味で、特に福祉事務所の職員よりも、今までいろいろ経験をしている民間事業所に事業を委託することによって、より有効な結果が得られると考えております。</p> <p>以上のことから委託先としては、いまホームレス等の自立支援センターを実施したり、あるいは低所得者層への職業紹介などを行っているような事業者を対象として検討しているところです。</p>
会 長	<p>ほかにございますでしょうか。なければ諮問第1号、第2号は決定いたします。</p>

報告第1号、諮問第3号・第4号、報告第2号	
会 長	次に報告第1号、諮問第3号・第4号、報告第2号について、一括して事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第1号、諮問第3号・第4号、報告第2号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。
委 員	5頁の耐震診断士の登録と外部委託、これは関連があるので一緒に質問させていただきます。「区内の建築専門の職能団体に委託する」という項目がありますが、いま家庭には、あらゆる建築メーカーから「耐震診断どうですか」というようなチラシがいっぱいくるわけです。それから町会あたりには、診断士組合が何か、うさん臭い所からどんどん狙い打ちでいろんな書類が流れて来る。委託する場合に、区内だけの専門の職能団体に委託するのか、あるいは、そういった建築メーカーの団体と共同で、各メーカーにいる診断士をさらに講習会に参加させて、区としての資格を与えてやるのか。そういうことではなくて、建築メーカーの団体の診断士を頭から百パーセント信用して委託すると。その辺の考え方をもう少しお聞かせいただきたいと思います。
建築課長	まず耐震診断士についてご説明させていただきます。耐震診断という国家試験はないわけですが、その中で診断士をどう登録するかということでございます。1つは建築士の資格があるということです。診断する以上「業」ということでしていただくこととなりますので、建築士の資格がある人、なおかつ、多分いろいろな人がいると思いますので、少なくとも区内で建築設計事務所の登録をしている事務所の建築士ということが、まず1つです。次に、耐震診断については皆さんやり方がわからないということも含んで講習会まで受けていただく。こういう方が登録をするということです。委託先については、東京都内に建築士協会の社団法人があり、区内に杉並支部がありますので、そこの事務所に委託をしたいと考えております。
委 員	要するに区外の職能団体には委託しないという考えでいいのですか。
建築課長	区外ではなくて、区内の職能団体ということです。
委 員	はい、わかりました。
委 員	同じく5頁です。この対象となる昭和56年の建築基準法施行以前に建てられた建物は、区内には何軒あると把握していらっしゃるのでしょうか。
建築課長	いま私どもで把握している昭和56年以前の木造住宅は、戸数はちょっと出ないのですが、棟数で約5万棟です。
会 長	ほかにございますか。ご意見もございませんでしょうか。
委 員	意見です。いま日本各地で詐欺まがいの事件が多数発生しています。特に最近杉並区、特に私どもの地域もそうなのですが、盛んに個人的な業者が「診断しませんか、診断しませんか」と来るわけです。そういった異常な事態にいま立ち入っているわけなので、その辺、各世帯の状況をできるだけ把握して、診断に対する業者の詐欺まがいの攻勢が非常に多くなっているという実態を、しっかりつかんでいただいた上で外部委託するなり、診断士の養成をしていただきたいと思います。
会 長	ほかにございますでしょうか。ないようですので、諮問第3号、第4号を決定とします。また、報告第1号、第2号については報告を受けたということにいたします。一般案件の諮問事項は、これで答申できるというこ

	とになるわけですが、これから答申案文を配付いたします。
<b>(答申・案配付)</b>	
会 長	ただいま配付されました答申案文について、その内容のご確認をお願いいたします。これでよろしいでしょうか。
<b>(異議なし)</b>	
会 長	それでは事務局から区長あてに、この答申書を送付する手順をとってください。どうもありがとうございました。
<b>(答申書・区長室長に手渡し)</b>	
会 長	次は諮問第 5 号ですが、10 分ほど休憩し 4 時から再開といたします。
<b>(休憩)</b>	
<b>諮問第 5 号</b>	
会 長	では、再開いたします。諮問第 5 号について、事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	諮問第 5 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問等ございますか。
委 員	諮問第 5 号の資料の 1 の閲覧数のところで、年度別に出ていますが、この中で特に官公庁から委託を受けた業者による請求というのがありますね。平成 15 年度で 52 件、平成 16 年度で 61 件。では、本当に官公庁から委託を受けたかと疑うわけではないけれども、そこまで当該官公庁に確認した上で請求に応じているのかどうか、その辺を確認したいのです。
区民課長	官公庁から委託を受けた業者というのは、その委託元の官公庁からの文書を必ず付けてまいります。例えば総務省からどういう件で、どこその会社に何を委託したかという文書を添付して業者が請求しますので、きちんとした確認ができます。
委 員	この閲覧の申請用紙に目的を書く欄はあるのでしょうか。
区民課長	目的については詳しく記載をしていただく欄があります。
委 員	私は閲覧したことがないのですが、多分ファイルを見ながら書き写していくのですよね。その書き写した物のコピーを保管しているのでしょうか。アンケート調査で閲覧をしたいと言われたときに、その調査票のコピーをとったりしておられるのでしょうか。
区民課長	1 点目ですが、原則的として区役所で用意した様式に基づいて書き写していただくことになっておりまして、これについては全てコピーをとって申請書と一緒にして保管しております。 2 点目ですが、アンケート等については、もちろん目的を明らかにしていただくということと、アンケートの内容についてもその様式、あるいは過去に同じようなアンケートを行ったものがあれば、その実績等についても提出をしていただいております。
委 員	閲覧ファイルというのは、たしか選挙人名簿と同じように、住所の順になっていたかと思うのです。例えば 1 人、2 人写そうと思っても、家族構成もわかってしまうのではないかと思うのですが、ファイルの作り方を「あいうえお順」にしようとか、そのようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。
区民課長	ご指摘のとおりです。続き柄は入っていないのですが、4 情報だけですから、基本的に住所、氏名ということで、家族構成を推察することはでき

	<p>ると思っております。自治体によってはそういったものを全く無視する形で、逆に見えにくくする形で、「あいうえお順」に並べているところもございますが、現在、杉並区はそのような方式はとっておりません。</p>
会 長	<p>ほかにご覧いませんか。</p>
委 員	<p>請求者の内訳で、例えば官公庁はどこが多いのか、その傾向とどのようなことで警察がこれだけのものをいろいろ請求しているのか、お話しただけの範囲で結構ですからお願いします。</p>
区民課長	<p>その他の官公庁ですが、例えば入国管理局だとか税関ですね。それから国の機関、総務省、法務省の関連が多いと思います。あと、国立大学はさまざまな調査をしていますので、そういった所があります。</p> <p>警察は、基本的には通常捜査をする段階で住所、氏名を特定してこちらに資料を請求することが多いのです。これもおそらく捜査の一環だとは思いますが、基本台帳の一部の写しから捜査をするということもあり得ると聞いています。</p>
区民課長	<p>特にほかにご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>先ほど住所順をいまのところ変えることはしていないと言われたのですが、万全を期すのであれば、ランダムに人が書かれているような閲覧表にさせていただいたほうが安全なので、その方向で検討をしていただきたいと思います。意見です。</p>
委 員	<p>見直しの内容でこのようなことが出ているわけですが、実施した場合に、これまでの実績からすると、どのくらい抑えることができるのですか。</p>
区民課長	<p>資料の表をもう一度ご覧いただきたいと思います。今回、先ほど法規担当課長が説明した、被閲覧者を特定しない住民基本台帳の一部の写しの閲覧を拒むわけですから、この諮問第 5 号の表の「商業目的」に資するものは、ほぼこれでクリアできるだろうと考えています。そうすると、その下にパーセンテージを置きましたが、平成 16 年度でいえば約 6 割 5 分は拒めるだろうと、そういう結論です。</p>
会 長	<p>ほかにご覧ませんかでしょうか、特にないようですので、諮問第 5 号につきましては決定、区長に答申をしたいと考えます。事務局から答申案をお配りください。</p>
<p><b>( 答申案配付 )</b></p>	
会 長	<p>この内容でよろしいでしょうか。</p>
<p><b>( 異議なし )</b></p>	
会 長	<p>それでは事務局から区長宛に答申書を送付していただきたいと思います。</p>
<p><b>( 答申書・区長室長に手渡し )</b></p>	
会 長	<p>では、次に個人情報保護条例の改正内容についてです。条例は 4 月 1 日から施行されています。これについて報告をお願いいたします。</p>
法規担当課長	<p>「杉並区個人情報保護条例の一部改正について」(資料 4) について説明。</p>
会 長	<p>ただいまの説明について質問等ございますでしょうか。</p>
委 員	<p>新旧対照表の 5 頁、第 18 条第 3 項ですが、「開示請求をすることにつき、本人が委任した代理人」と。この代理人に対する考え方なのですが、要するに任意後見人のみなのか、あるいは何人でも本人が委任した代理人は代理人として認めるといったことなのか。それに関して、例えば委任された代</p>

	<p>理人から委任状を取りつけるといった細則規定というものについての考え。それから、やむを得ない理由がありますが、これは非常に漠然としてはっきりしないのですが、想定されるやむを得ない理由というのは何かお聞かせください。</p>
法規担当課長	<p>1点目ですが、2項が法定代理人で、一定の資格、基準があります。3項はいま委員がご指摘のように、任意代理ですから行為能力があればどなたであっても本人が委任すればできることになっております。任意代理人ですから特に規定はありません。</p> <p>やむを得ない理由についてですが、想定できるのは、意思能力もあって何でもできるのですが、例えばたまたま足をくじいて動けない、また忙しくて手がまわらない、仕事があって自分が手続きする時間が取れない、というようなことも考えられると思っております。</p>
委員	<p>個人情報であっても、例えばいま言われたように負傷して動けないとか、所用があって動けないという委任の理由まで書く必要があるのか、その辺まで要求をするのかどうかですね。</p>
法規担当課長	<p>基本的には先ほど説明したように、開示の閲覧請求権の濫用の防止ということが個人情報の保護と併せて大切なことですから、行政庁としては、納得できる委任の理由は提示していただく必要があると思っております。</p>
会長	<p>ほかにございますか、なければ平成15年度諮問35号ということで、何回も何回も当審議会としても議論を重ねてきた案件でしたが、こういう形で実を結んだということかと思えます。本日の議題は以上で終了ですが、何かございますか。</p>
委員	<p>その他のことです。我々は、先ほど住民票の閲覧についての答申をさせていただいたのですが、内容は全国で最も厳しい、しかも合理的な理由のあるもので、これは全国に非常に注目される内容だと思うのです。執行部側はいつからやろうとしているのか。もう一つ、大いにマスコミに啓発をしてもらいたいと思うのですが、どのような形でやろうとしているのか、その2点をお話ください。</p>
法規担当課長	<p>これは条例改正になりますので、6月に予定されています第2回区議会定例会に議案の上程をして議会の議決をいただき、7月1日から施行していきたいと考えています。</p>
区長室長	<p>2点目ですが、第2回の区議会定例会に上程しますので、議会に対して説明を終えた後、今月の31日ぐらいに記者会見を行って区民の皆様にも発表できればと思っておりますが、日程までははっきりしていません。</p>
委員	<p>答申案に賛成したのですが、その見直すべき内容の所で、被閲覧者を特定しないということについて、特定されている、特定されていないというその基準みたいなものは何かあるのですか。</p>
法規担当課長	<p>例えばいまの閲覧は4情報のうち氏名、住所など何かで特定されていればよろしいのですが、杉並区のどこに住んでいる人、ということだけですと特定はできません。住所又は氏名で特定されない者については対象になってくるということです。</p>
委員	<p>住所と氏名がわかっているならば、閲覧する必要もないかと思うのです。だから請求する人が住所、氏名、あるいは生年月日などを特定してくれば、そういう人がいるかないか見せましょうという話になるのかなと思うの</p>

	<p>です。ところが「何でもいから見せなさいよ、何丁目から何丁目に誰が住んでいるか見せてくださいよ」というような閲覧請求は駄目ですよということになるのですか。</p>
法規担当課長	<p>住所、氏名で特定した場合は今までどおりです。住所、氏名で特定されない不特定多数の内容についての請求、いわゆる大量閲覧についてはお断りするという事です。なお、官公庁などからの請求で、学術研究等で必要のあるものについては、これまでどおり目的を確認して対応します。</p>
委員	<p>住所、氏名で特定してきて閲覧させてくださいと言われると、はい、この中から探さないと出すのですか。</p>
法規担当課長	<p>特定したところだけをお見せするという事です。</p>
委員	<p>該当するものがなければ、ありませんよということですね。</p>
法規担当課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>その部分だけ見せますと言って、住所、氏名など閲覧した内容が既にわかっているものであれば、閲覧する意味がないわけですよね。例えば業者にしても何にしても。</p>
法規担当課長	<p>そういうことになります。先ほどの資料の中にもありましたように、大体 7 割の方は、ダイレクトメールを出すとか、それを名簿化して転用するという目的で、とにかく大量の住所、氏名、生年月日、性別を知りたいというものですから、いま委員が言われているように特定しているものについては、本当に必要とする状態の方しか来ないということになるのかなと思います。</p>
委員	<p>開示の方法で、新しいものの 21 頁、第 24 条の 2 に「自己情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等」と書いてありますが、区の個人情報の中にこれだけのものが保存されているのですか。</p>
法規担当課長	<p>先ほどの前段の一般案件につきましても、個人情報を記録する媒体が文書であったり電算であったりするわけですが、その開示の対象となる記録媒体を条文として規定しているものです。</p>
委員	<p>役所の中に人の顔に関することであるとか、図画といっても作品や写真もあると思うのですが、著作権もみんな付いてきます。そういうものも個人情報の開示で、これが出るということは、これまた全然違った意味での問題があるかと思うのですが、こういうものの収集は役所はしていないのですか。</p>
法規担当課長	<p>例えばいろいろな行事だとかイベントで写真を撮ると、そこにいろいろな方が写っている、それは本人の顔も写っているので、そういうものが該当してくるかと思います。</p>
委員	<p>そうなりますと、例えば何かの催し物をしたその雰囲気の会場全体を撮った写真なども含めて、自己情報の開示ということになりますか。単なるその場の雰囲気のスナップ写真でも、この文言を見ますと、やはり個人的なものが写真等によってどんどん閲覧できるという捉え方をしてしまうし、まず著作権からいっても、図画、写真。また、視聴に関しても、当然音楽ですから、音楽又は音で著作権が出てきます。そういうことが簡単に視聴又は閲覧、写しの交付等でできるのですか。「勘案して規則で定める</p>

	方法により行う」と書いてありますが、区の行政の個人情報の中にこういうものが入るのですか。
法規担当課長	例えば健康診断もフィルムで残ります。そういうものも想定できます。
委 員	いま言われるレントゲン写真などを閲覧希望者に交付することがあり得るのですか。個人の身体的な、それこそ肉体の内部に関する個人情報ですよ。
法規担当課長	基本的にそれも含めて自己情報、その方の情報の場合には、本人へ開示していく。ここは自己情報の開示ですから、本人の情報を本人が請求して、本人に見せるということです。
委 員	私は第三者にいくのかなと思ってびっくりしたのです。
法規担当課長	自己情報ですから、あくまで自分の情報について、自分ということです。
委 員	例えば本人以外、家族にも開示することができるわけですか。要するに親子の間でも祖母と孫の間でも、そういうことの開示は大変難しい場合がありますね。
法規担当課長	厳密にいうと成年か未成年か、法律の行為能力があるかないかに分かれてくるのですが、基本的には行為能力がある人の場合は、親子でも個人は一個人という考えです。ですから親子といえども成人している子の情報を親が自己情報だといって請求をしても、それは出せない、その本人にしか出せませんということです。
会 長	よろしゅうございますか。その他は以上で終了ということですが、事務局から何かございますか。
情報システム課長	お手元に、「杉並区電子計算組織のあらまし」をお配りしております。後ほどご覧いただければと思います。
区長室長	審議会委員の皆様につきましては、任期が二年となっておりますので、現在、事務局におきまして、委員改選の手続を進めております。次期委員の委嘱につきましては、7月開催予定の審議会の席上で委嘱状を交付する予定ですので、どうぞよろしくご了承のほどお願い申し上げます。
法規担当課長	委員の改選後の初めての審議会になるのですが、7月21日を第1候補、第2候補として7月22日、この日程で次回の審議会を開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。
会 長	では、本日はこれで閉会といたします。長時間ありがとうございました。